

「私たちの望むものは 社会のための私ではなく」 —道徳の教科化と戦後レジーム—

日時 2015 年 5 月 11 日(月) 18 時 30 分～20 時 30 分

場所 四谷地域センター第3集会室

(地下鉄・丸ノ内線 新宿御苑前駅徒歩 5 分)

お話 石川多加子さん(金沢大学・憲法学)

「戦争のできる国」にするため特定秘密保護法に続き憲法が解釈改憲されたばかりか、実際の改憲も迫っている。それが今日です。

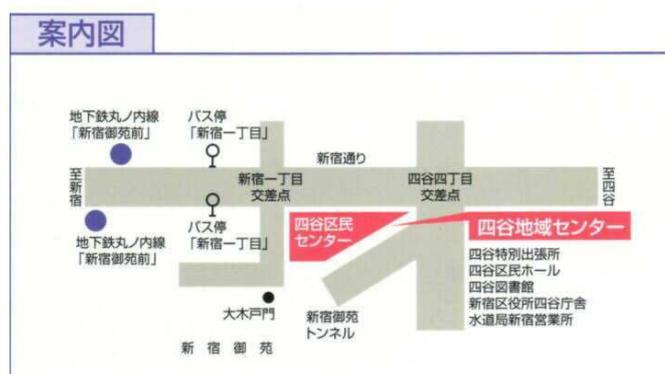
そんななか、「道徳」を特別の教科とし、検定教科書と評価を導入するなどの案を承認した中教審2014年10月21日答申に基づき、本2015年2月4日、文科省は正式な教科とする学習指導要領の改定案を公表しました。小学校では2018年度、中学校では2019年度に教科化される見通しになっています。「愛国心」など国家が特定の価値観を強制することになりかねず、子どもの思想・良心の自由（あるいは思想・良心を形成する自由）、親の「自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由」（社会権規約13条3項）などに抵触する道徳教育の強化は、かねてから懸念がありました。それが「教科化」され「検定教科書」の下「評価」される事態になったのです。

子どもと法・21 では、通信 2015 年 3 月号で「キグチコヘイ ハ シンデモ ラツパ ラクチ カラ ハナシマセンデシタ——道徳の教科化と平和主義の危局——」を石川多加子さんに執筆いただきました。

今回の学習会は石川さんをお呼びし、ここに書けなかったことも含め、憲法学の立場から道徳の教科化の問題を論じていただきます。活発な討論がなされるためにも是非多くの皆様のご参加をお願いいたします。

(参加費 500 円)

*主タイトルは岡林信康詩曲「私たちの望むものは」より



文科省『私たちの道徳』（中学生版）より

権利と義務って何だろう

法やきまりは、
人々の権利を守り
みんなで社会を支え合うために、
義務として「しなければならない」ことや、
「してはならない」ことを定めている。



- 一人一人が義務を果たさなかったり、自分の権利と他人の権利が衝突したときにきまりがなかったりしたら、どのようなことが起こるだろうか。身近な法やきまりを例に考えてみよう。

社会の秩序と規律



一つの楕円のボールをめぐって、
激しくぶつかり合うラグビー。
みる者はグラウンドで展開される
迫力と緊張のゲームに興奮し、感動する。
激しくボールを奪い合った選手たちが
たった一吹きをホイッスルで攻防を解き、
さっと二手に分かれる。
ルールを守る姿と
互いを尊敬し合う精神がここにある。

ルールがなければラグビーは単なるボールの奪い合いとなり、
競技として成り立たないばかりか、
観戦している私たちに感動を与えることもないだろう。
ラグビーでも、バレーボールでも、
サッカーでも、野球でも、
これは、スポーツ競技全てに共通する。
競技の中で、ルールは誰もが守るものと定められ、
もしこれに反する行為があれば、罰せられる。



法やきまりの意義

法やきまりを破ったら、罰を受けるだけでなく、相手に対する償いをする責任を負う。
また、そのことで自分や周囲の人のそれまでの生活が失われることもある。

- 法やきまりを守ることの意義について、考えたり話し合ったりしたことを書いてみよう。

基本的人権より義務？

日本には四季があり、美しい風土がある。
先人たちは、
これらに合った生活様式や文化、産業などを生み出し、
我が国を発展させてきた。
これらを受け継ぐとともに、
日本人としての自覚をもって、この国を受け、
その一層の発展に努める態度を養っていききたい。
また、日本の伝統と文化は、時代や国境を越え、
海外からも高く評価されている。
現代に生きる私たちは、
日本の伝統と文化のすばらしさを知り、
その良さを受け継いだ上で、
新たな文化を創造し、
誇りをもって
世界の人々にも伝えていきたい。

(9) 国を愛し、伝統の継承と文化の創造を



ふーん、日本だけが素晴らしいってこと？
ま、それにしても「自民党日本
国憲法改正草案」の前文に酷似してい
ない？

「スポーツのルール」と「法」は同じ？

スポーツのルールは、一定の制約の下に競技を進行する約束であって、法とは性格が異なる。たとえばサッカーのオフサイドというルールは「待ち伏せ禁止」をそのルーツとしており（中村敏雄『オフサイドはなぜ反則か』）、サッカーという競技の性格をなし、合意としているものである。オフサイドという行為が他の競技者の自由・権利を侵害しているから反則になっているわけではない。（教育総研・法教育研究委員会報告書 7頁）

ラグビーって反則から生まれた競技だったと思うんだけど！